

令和7年度日本遺産「国境の島」ナビゲーター育成業務委託仕様書

1. 業務の目的

本県の離島への観光においても個人旅行が増加しており、日本遺産「国境の島（壱岐・対馬・五島）」のゲートウェイ施設（一支國博物館等）や文化財などスポットのガイドとともに、「国境の島」エリア全体を紹介できる人材のニーズが増加している。そのため、「国境の島」の歴史文化はもとより、自然や食など地域の特色を説明でき、旅行行程の管理、旅行の同行なども行うナビゲーター（スルーガイド）の人材の育成を図るものである。

2. 契約期間

契約日～令和8年1月9日（金）

3. 業務概要

業務の目的を達成するため、以下の2つの業務を行うこと。

（1）壱岐市・対馬市・五島市・新上五島町での講座の実施（各市町1回）

（2）現地研修の実施（壱岐市・対馬市・五島市・新上五島町の各市町を周遊する3泊4日程度の研修（全受講者参加））

なお、受講者は壱岐市・対馬市・五島市・新上五島町から各市町2名程度（市町等推薦者）

4. ナビゲーターに求める事項

ナビゲーター（スルーガイド）は、地域を盛り上げる歴史文化の語り部・観光のコンシェルジュとして、重要な役割を担い、長期的に自主的な活動を行える人材

○日本遺産「国境の島」、地域に関する知識

「国境の島」を含む地域の歴史、文化、自然、食などに関する知識

○コミュニケーション能力

旅行者や構成資産のガイドとの円滑なコミュニケーション能力

○コーディネート・管理運営能力：

ツアー行程や移動手段のコーディネーション能力と体験等の予約や交通手段の確保等の管理運営の能力

○問題解決能力：

参加者の要望やトラブルに対応する際に、的確な判断と問題解決能力

5. 業務内容詳細

（1）研修内容の企画

研修の実施内容等の企画を行うこと。

（2）テキストの作成

講座及び現地研修のテキストを作成すること。

（3）講座の運営

壱岐市・対馬市・五島市・新上五島町において講座を行うこと（各市町1回）。

講師手配、会場手配、参加者との連絡、事前・当日準備、アンケート集計・分析等

（4）現地研修の運営

2市町以上を周遊する3泊4日程度の現地研修を行うこと。

参加者の移動費（自宅から集合場所、解散場所から自宅のまで旅費は除く。）と宿泊費は、この業務の経費とする（昼食・夕食代は除く）。

講師手配、会場手配、宿泊手配、集合場所からの移動手段手配、参加者との連絡、事前・当日準備、アンケート集計・分析等

6. 業務における共通事項

本事業により実施する講座・現地研修の受講料はすべて無料とする。但し、受講に伴う講座会場・現地研修の集合（解散）場所までの旅費と宿泊費、また、食糧費等はすべて受講者の自己負担とする。

7. 提出物と提出場所

業務完了時に提出すべき資料

- ・業務完了報告書（任意様式。成果品は任意様式） 1部
- ・講座及び現地研修のテキスト資料 一式（電子データ）
- ・講座及び現地研修の報告書（実施内容、アンケート結果等） 一式（電子データ）

業務報告の内容には、受講者の声等から得られた評価を踏まえ、今後の施策提案についても記載すること

〈方法〉 郵送または持参（郵送の場合は令和8年1月9日（金）必着）

〈場所〉 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階

長崎県 文化観光国際部 文化振興・世界遺産課 歴史文化班

8. その他

- ・本業務の実施にあたっては、法令等を遵守すること。
- ・本業務の経理については、必ず他の事業と区分して実施すること。
- ・本業務の完了後は、7. 提出物を速やかに提出すること。
- ・本業務の実施にあたり、関係帳簿類や支出証拠書類を整備し、適切な業務運営に努めなければならない。また、本業務に関する書類については、すべての業務完了の年度の翌年から起算して5年間保存すること。
- ・受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項に規定する著作権に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を当該著作物の引渡しの時に県に無償で譲渡すること。
- ・本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- ・本業務は県と十分な協議を行いながら進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑問が生じたときには、その都度協議を行い、県の指示に従い作業を進めること。また、県は、作

業期間中いつでもその作業状況の報告(報告書の作成を含む)を求めることができるものとする。

- ・ 本仕様書に記載されていない事項、及び疑義が生じた場合は双方協議の上決定する。